

**令和 4 年度南国市公式LINE情報配信サービス構築・運用保守業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領**

1. 業務名

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託

2. 目的

市民と行政の双方向のコミュニケーションを可能とする新たな窓口を整備し，市民サービスの向上と市の情報発信の充実を図るため，南国市公式LINE情報配信サービスを導入することを目的とする。

3. 方式

公募型プロポーザル方式

(1) 参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、本業務調達に係る申請を行うことができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する者
- ② 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- ④ 参加申込書を提出する時点で納付すべき税の滞納がある者
- ⑤ 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条の規定に該当する暴力団、暴力団員等でないこと。

4. 業務内容

「別紙 1 南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託仕様書」のとおり

5. 委託業務の範囲

- (1) システムの構築
- (2) システム操作、運用に関する研修
- (3) 納品物の作成

6. 候補者の選定方法

提案書の内容および見積額、デモ、プレゼンテーションにより選定審査委員会で審査し、候補者を決定する。参加者が 1 者であった場合は、評価点の 6 割を超えた場合に契

約候補者とする。

7. 見積書について

下記の項目および別添「選定審査評価基準」を踏まえて、様式6を作成すること。

- ・ソフトウェア関連の費用については、本システムの運用に必要なものをすべて見積もること。(クライアントに必要なものも含む)
- ・本年度保守管理費用が発生する場合は、中段のランニング費用に記載の上、見積額総額に含めること。
- ・令和5年4月1日からの保守費用は、下段のランニング費用に明記すること。また、ランニング費用の見積の範囲で、通常実施することについて記載すること(少なくとも年1回の定例会を実施することとし、その際の会議の開催及び議事録の作成は受託者が行うものとする。)
- ・構築後の運用保守に係る費用がサービス利用料での請求となる場合は、ランニング費用に明記すること。

8. 見積額の上限

- ・本年度の構築・運用に関する費用は、3, 212千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。
- ・令和5年4月1日以降のサービス利用料や保守も含めた運用支援費用についても、評価対象とする。

9. 提案スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| (1) 実施要領公開 | <u>令和4年10月20日(木)</u> |
| (2) 様式2「質疑書」の締め切り | <u>令和4年10月27日(木) 正午</u> |
| (3) 質疑書に対する回答(予定) | <u>令和4年10月31日(月)</u> |
| (4) 参加表明書の提出期限 | <u>令和4年11月4日(金) 17時必着</u> |
| (5) 提案書の提出期限 | <u>令和4年11月14日(月) 17時必着</u> |
| (6) プレゼンテーション(デモンストレーション同時実施)(予定) | <u>令和4年11月22日(火)</u> |
| (7) 契約候補者決定(予定) | <u>令和4年11月25日(金)</u> |

10. 手続き等

(1) 参加表明書の提出

参加を表明する者は、以下の書類を令和4年11月4日(金)17時まで、持参もしくは、郵送により提出するものとする。(郵送による場合は到達が確認できる方法を取り、必着とする。)

【提出書類】

1. 参加表明書（様式1）
2. 法人概要書（様式1－2）

（2）質疑と回答

本プロポーザルに関する質疑は質疑書（様式2）によりメールで行うこと。（提出後、電話にて着信の確認をすること。）

提出された質疑の内容と回答は、令和4年10月31日（月）までに南国市公式ホームページにおいて公表する。

（3）提案書の提出

別表「南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託仕様書」及び別添「選定審査評価基準」を踏まえて提案書等を作成のうえ、令和4年11月14日（月）までに、持参もしくは、郵送により提出するものとする。（郵送による場合は到達が確認できる方法を取り、必着とする。）提出書類の内、1～5はデータ（CD－RまたはDVD－R）1枚及び書面にて提出するものとする。書面の提出部数は2のみ25部、1及び3～5は15部、6は1部とする。提出された提案書および添付資料は返却しないものとし、南国市の責任で処分する。

【提出書類】

1. 業務提案書（様式3－1）
2. 業務提案書（様式3－2）
3. 構築・導入業務実績（様式4）.
4. 業務実施体制（様式5）
5. 業務実施体制図（様式5－1）
6. 構築・運用に係る業務参考見積書（様式6）

（4）デモンストレーションの実施

プレゼンテーション時に、提案書のシステム構築機能概要のセグメント配信機能、チャットボット機能、申請・アンケート機能、付加機能等、管理画面の操作性の各項目について、デモンストレーションを実施すること。

（5）プレゼンテーションの実施

令和4年11月22日（火）にプレゼンテーションを実施するものとする。

- ① プレゼンテーションの持ち時間は20分間とし、その後、質疑を20分間行う。
- ② 提案説明会を行うための機材は提案者で準備すること。ただし、オンラインによる場合は、本市会場のパソコン、プロジェクタ等の設営は、本市が実施する

が、会議の設定は提案者が行うこと。

- ③ 会場の準備開始は、提案説明会の30分前とする。
- ④ 詳細は、提案書提出後にメールで連絡する。

1 1. 紙提出書類および添付書類

提出書類

参加表明書（様式1）

法人概要書（様式1－2）

質疑書（様式2）

業務提案書（様式3－1）※記載項目が網羅されていれば、様式は問わないがA4サイズの用紙を使用することとする。

業務提案書（様式3－2）※記載項目が網羅されていれば、様式は問わないがA4サイズの用紙を使用することとする。

構築・導入業務実績（様式4）

業務実施体制（様式5）

業務実施体制図（様式5－1）

構築・運用保守に係る業務参考見積書（様式6）

【参考】契約時提出書類

暴力団排除に関する誓約書および照会承諾書（別紙1）

1 2. 問合せ、提出先

南国市情報政策課情報政策係（南国市役所本庁舎5階）

〒783-8501 南国市大埴甲 2301

電話（088）880-6585

E-mail n-jouhou@city.nankoku.lg.jp

担当 竹村

1 3. その他

- ・本プロポーザル参加に係る経費はすべて参加者の負担とする。
- ・提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。但し、事業者選定結果の公表等において本事業に関し、必要と認められる用途については、本市は提案書の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- ・提案書その他提出する資料に対し、情報公開請求があった場合は、原則公開することを承諾すること。
- ・次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
 - ② 選定審査委員、当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③ 社会通念上、契約するにはふさわしくないと考えられる事態が生じた場合。
- ・ 審査結果に基づき、契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、当該契約候補者との協議が整わない場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。また、提案者は、提出した提案書等の内容に基づき業務を実施するものとするが、当該提案内容によっては、仕様の一部を変更した上で契約する場合がある。
 - ・ 本プロポーザルの中で提案したことは、すべて契約金額内で実現すること。
 - ・ 構築システムの保守・運用は、本プロポーザルで提案した運用経費の範囲内で行うこと。
 - ・ 発注者は、受注者（受注者が設計共同体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）が本委託業務に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めは負わない。
- ① 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。）。
 - ② 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ③ 受注者（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - ④ 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 39 条第 1 項第 1 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ⑤ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この業務委託が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これ

が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの業務委託を特定できる場合に限る。)